

学校において予防すべき感染症に罹患した場合

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となりますので、すみやかに学校へ連絡してください。登校する際は、下記の書類を担任に提出してください。

新型コロナウイルス感染症に係る報告書

インフルエンザに係る報告書

学校における感染症にかかる登校に関する意見書（医師の証明を受けたもの）

学校において予防すべき感染症【参考】学校保健安全法施行規則

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎【ホリア】	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(病原体が ^β -コロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)	
中東呼吸器症候群(病原体が ^β -コロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)		
特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(※1)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘【みずぼうそう】	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで(※2)	

第 三 種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎 その他の感染症	

※1:インフルエンザの出席停止期間の数え方について

発症日、解熱日をそれぞれ0日目と考え、そこから1日目、2日目と数えます。

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過	
	0日目 水曜	1日目 木曜	2日目 金曜	3日目 土曜	4日目 日曜	5日目 月曜	6日目 火曜	7日目 水曜
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	解熱 4日目	登校可	
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱中	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	登校可	
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱中	発熱中	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可	
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱中	発熱中	発熱中	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可

※2:新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の数え方について

発症日、症状軽快は、それぞれ0日目と考え、そこから1日目、2日目と数えます。

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過	
	0日目 水曜	1日目 木曜	2日目 金曜	3日目 土曜	4日目 日曜	5日目 月曜	6日目 火曜	7日目 水曜
発症後1日目に症状軽快した場合	発症	症状軽快	症状 軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可	
発症後2日目に症状軽快した場合	発症	発熱等 症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可	
発症後3日目に症状軽快した場合	発症	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	発症後 5日目	登校可	
発症後4日目に症状軽快した場合	発症	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校可	
発症5日目に症状軽快した場合	発症	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	発熱等 症状 あり	症状 軽快	症状 軽快後 1日目	登校可